

令和 5 年度名古屋市教育委員会第40号議案

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

本市指定金融機関の公金取扱手数料が有料化されることに伴い、会計室から各局に対し、手数料の最小化及び会計手続の効率化について協力依頼がありましたので、就学援助の支払いについて、原則として会計管理者から直接給付するよう事務の見直しを行うものです。

2 施行期日

令和 6 年 9 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 6 年 3 月 22 日提出 総務部総務課)



名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（就学援助の給付） 第 8 条 就学援助は、 <u>校長を経由して</u> 、金 銭又は現物を給付することにより行う。	（就学援助の給付） 第 8 条 就学援助は、金銭又は現物を給付 することにより行う。

附 則

この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。